月２回発行　2018年７月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2309号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

熱中症防ぐ「休憩」のアイデア

「熱中症対策ハウス」を作製――五洋建設東京建築支店

太陽光発電の〝オアシス〟設置――五洋建設東北支店

夏の昼食選びのポイント――管理栄養士　平澤　芳恵

特集Ⅱ

どう使う？　ISO45001（前編）

中災防 技術支援部　斉藤　信吾

ニュース

一側足場の措置強化を検討

厚労省実務者会合　墜落・転落防止で

WEB 版はカラーでご覧になれます!!
WEB 登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

No.2309
2018 7/1

社労士が教える

労災認定の境界線

協力会社所属の大工が足場から落ちて負傷

＜執筆＞
一般社団法人SRアップ21　東京会
高橋社会保険労務士事務所
所長　高橋　雅人

第270回

■ 災害のあらまし ■

株式会社Xの下請協力会の会員である大工Aが、会社の施工する2階建住宅新築工事現場（屋根工事）で、2階屋根付近の足場から転落し、背中と首を強打し負傷した。

■ 判断 ■

下請協力会所属の大工であっても、その実態が、実質的に会社との使用従属関係にあるとされ、株式会社Xの労働者として**業務上**災害として認定された。

■ 解説 ■

大工A（以下、A）は、株式会社X（以下、X）の下請協力会に加入しており、会社から注文を受けて住宅建設の仕事を施工し、報酬は、毎月20日締切日で請求、翌月15日払いとされていた。

Xでは、雨などで建物内部が濡れることを防ぐため、屋根工事を早く仕上げるため人手を集めて作業を行うことが多かった。本件屋根工事も同様の理由から注文があり、通常の工事と異なり、注文書による施工の依頼ではなく、Xの現場主任から直接電話で依頼された。

現場に集合後朝礼を行い、現場主任から、高所作業に対する安全作業上の注意、マニュアルによる作業方法の説明、各人の作業分担の指示のほか、手が空いた場合は他の者の作業を手伝うことなどについても指示があった。また、当日の手間代は1人1日1万6000円とされ、屋根工事を早く終わらせるため、1時間程度は残業をして欲しい旨も伝えられた。残業分は、2割5分増しに相当する1時間2500円で請求するように言われた。

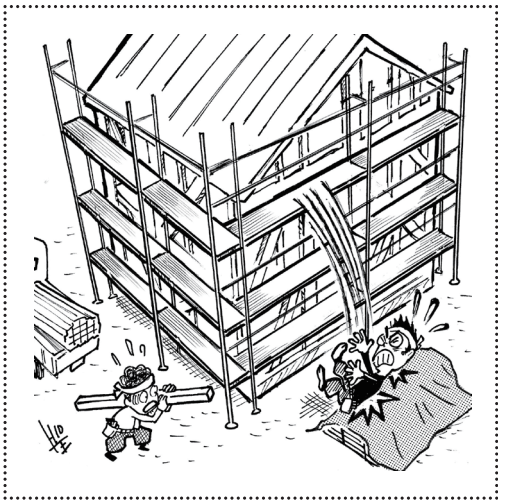
朝礼が終わり作業開始となった後、Aは

2階の屋根付近から転落し負傷した。工事の手間代の決済は、Aと同時に施工を行ったD作成の請求書には、事故当日分の「屋根常用手間」代として、現場主任の説明どおり1日1万6000円、残業代2500円と記載していたことから、Xは同様の内容での支払いをAに約したものとみられる。

事故当日のAらの就業状況を総合すれば、Aは、屋根工事における作業の具体的内容および方法について会社から指示を受けて行われたものであり、しかも、他の者の作業への協力および時間外労働の実施についても協力を要請されていることなどから、Aは、Xの指揮監督の下に屋根工事の作業についたものと解される。当日の報酬も、日額で定められ、その額も高額とはいえず、しかも時間外労働に対する2割5分増しの割増金を約していることから、これを賃金と解すべきが相当である。

したがって、Aが通常会社から依頼されている仕事についてのXとの関係はともかくとして、今回の屋根工事に関しては、AとXとの間には、使用従属関係があるものと解せざるを得ず、Aは、事故による受傷に関しては、Xの労災保険上の労働者であると判断された。

労災保険法では、労働者の定義規定を置いていないが、同法にいう労働者とは、労働基準法（以下、労基法）に規定する労働者と同一のものをいうと解され、労基法9条は「労働者とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」、同法11条は「賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」と規定。両規定を併せ考えると、同法にいう労働者とは、労務提供の形態や報酬



の労務対償性その他これに関連する諸要素を総合考慮したうえで使用従属関係の有無で決まるもので、この場合の「使用従属関係」とは、労務の提供を約した者が、相手方（使用者）の指揮命令に服して業務に従事する関係をいうものと解されている。

労働者性を判断する要素として「仕事の依頼・業務従事に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督関係の有無・程度、勤務時間・勤務場所の拘束性の有無、服務規律の適用の有無、労務提供の代替性の有無」などが挙げられる。これらを総合的に検討し、労基法上、また労災保険法上の労働者に該当するかどうかとされている。ただし、労働者とそれ以外の者の判別を行うことに微妙なケースが多くあり、個々の事例に照らし合わせて認定する必要がある。本件では、上記内容を踏まえて、労働者性があるとされ、業務上災害と認定された。

下請協力会を使う建設会社は、通常注文を受けて施工を行うという契約上労働者とみなされない者であっても、個別の業務の具体的な実態により労災保険上の労働者とみなされ、さらには安全配慮義務違反まで問われかねないことに考慮すべきである。

◇ SRアップ21：www.srup21.or.jp